

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 突然、主人が倒れ、銀行や証券会社に預けているお金を引き出せません

60代女性、主人のことで本当に困ったことになっています。主人は銀行マンで、結婚してこのかたお金には厳しく、給料の中から毎月決まった額をもらってその中でやりくりをしてきました。子供もいないし、何かまとまったものがあれば主人が出してくれるので、不自由に感じることもありませんでした。主人の退職後、お金をくれる額は減りましたが、やり方は同じでした。

主人は給料の額も教えてくれず、貯蓄がどれほどあるのかわかりませんでした。でもいざは主人のほうが先に亡くなるし、その時には私が家も貯金もすべて

て相続するので何も困らないと漠然と思っていました。そのはずでした。ところが主人がこの秋、脳卒中で突然倒れてしまったのです。打ち所が悪かったのか発見が遅かったからか、病院に搬送後、回復するどころか意識不明になり、医師からは回復の見込みはほぼないと言われています。生活費がないうえ入院費もかさみます。私の貯金はほとんど

それは本当にお気の毒なことですね。

相続ですが、ご主人にもしご兄弟がおられれば4分の1はそちらに行きますので（すでにご兄弟が亡くなっていれば子供さんがその分を代襲相続します）、遺言を書いてもらっておけばよかったですね。

さて、銀行も証券会社も立場上きちんとやらないといけないので、同意書を求める対応は仕方がないですね。ご主人は判断能力を欠いているので、そうした法律行為をするには成年後見人を選任することが必要になってきます。でなければ、あくまでご主人の金融資産ですから、たとえ奥様といえども勝手な処分はできないのです。

家裁の窓口か病院のソーシャルワーカーにご相談なさってください。主治医から成年後見用の診断書を得たうえで成年後見を家裁に申し立て、奥様であるご相談者を成年後見人を選任してもらいます。そして資産報告書や資産処分申立書を提出すれば、ご主人の扶養義務の範囲内で家



裁も許可をしてくれるはずですが、許可があれば一定額の預貯金の引出しや解約、また株についての解約もできることになります。

ただ成年後見手続き終了には早くても2〜3カ月かかりますから、この間の生活費などはなんとか別途用立てる必要がありますね。

ご相談者のような不測の事態は、交通事故もあるので、もっと若い人の場合でもありえます。

やはり日頃家族間では財産関係のコミュニケーションもきっちりしておいたほうがよいでしょうね。預金の場合は名義を分散しておけば金銭面での不安は減ります。もっとも同一人物に年間110万円を超える贈与をした場合には贈与税がかかりますので注意が必要です。

できるだけ早く手続きが無事に完了し生活に困らなくなることを願っています。

## まずは、家裁か病院のソーシャルワーカーに相談を。成年後見人になれば、預貯金の引き出し等が可能に。